

「送信防止措置の手続き」について

プロバイダー責任制限法関連情報 Web サイト (URL: <http://www.isplaw.jp/>) を確認ください。

但し、ご請求頂いても接続ログ保存期間を経過し、消去されており発信者を特定する事ができない場合があります。

提出書類

1. 該当の申出書 (4 項記載の印鑑登録のある印鑑にて押印)
 2. 請求者の本人性を確認できる公的証明書の写し
運転免許証の写し、パスポートの写し、身体障がい者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障がい者保健福祉手帳の写し、
外国人登録証明書の写し、住民基本台帳カードの写し、健康保険証の写し (有効期限内のもので、住所が記載されているもの。)
法人の場合：登記事項証明書の写し
 3. 権利が侵害されたとする証拠書類 2 通(プロバイダ用、発信者への意見照会用)
 4. 該当の申出書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 (3ヶ月以内)
- ※ 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。ただし、弁護士が代理人となる場合は、委任状は不要です。